

飲食業等緊急支援給付金 よくあるお問い合わせ

Q1：対象者に規模要件はあるのか。

A1：対象となるのは、中小企業・小規模事業者及び個人事業主です。なお、本給付金における「中小企業・小規模事業者」は、中小企業基本法における「中小企業」及び「小規模事業者」の定義と同じです。

Q2：どこの総合支庁へ申請すればいいのか。

A2： 本社又は本店が所在する地域の総合支庁へ申請してください。（本社又は本店が県外に所在する県外事業者は対象外です。）

Q3：申請してからどのくらいの期間で支払われるのか。

A3： 申請書類に不備がない場合は、原則として申請を受け付けてから2週間程度（年末年始期間を除く）でお支払いする予定です。

Q4：この給付金を受ける場合、9時までの時短営業をしなければならないのか。

A4： 本給付金は、時短営業の要請に対する協力金ではなく、売上が減少した飲食店等に対する支援の給付金であるため、時短営業をする必要はありません。

Q5：複数の店舗を営んでいる場合は、店舗数に応じて給付してもらえるのか。

A5： 給付額は1事業者あたり20万円が基本ですが、県内で複数店舗を営んでいる場合は1事業者あたり30万円を給付いたします。

Q6：店舗は1つだが雇っている従業員が多く経営が大変だ。給付額を増やして欲しい。

A6： 単独店舗の場合であっても、従業員を6名以上雇用している場合は30万円を給付いたします。

なお、ここでいう従業員には次の方は含みません。

- ・会社役員
- ・個人事業主本人および同居の親族従業員
- ・2ヶ月以内の短期雇用及び日雇い雇用の従業員

飲食業等緊急支援給付金 よくあるお問い合わせ

Q7：国の持続化給付金を受給しても対象となるのか。

A7：持続化給付金を受給しても対象となります。

Q8：国の持続化給付金や雇用調整助成金を10月（11月、12月）に受給したが、売上に含めるべきか

A8：持続化給付金や雇用調整助成金など、公的な支援金は売上に含めずに比較してください。

Q9：飲食店の対象要件に「通常営業で夜9時以降も営業していること」とあるが、お客が残っている場合や予約がある場合は、9時以降も営業する時がある。この場合は対象となるか。

A9：条件がある場合のみ9時以降も営業する場合は、通常営業とは言えないため対象とはなりません。

Q10：10月（11月、12月）は来客が少ないため休業していた。（または、通常9時以降も営業しているところ、9時までの時短営業にしていた。）その場合も給付金の対象となるか。

A10：売上が30%以上減少していれば対象となります。

Q11：パソコンがないので申請書などをダウンロードできないがどうすればいいか。

A11：最寄りの商工会・商工会議所、市町村の商工担当課、県総合支庁地域産業経済課でも様式をお配りしております。

Q12：複数の飲食店を営んでいるが食品衛生許可証は全ての店舗分必要か。

A12：2店舗分（県内店舗）の許可証を添付してください。

Q13：確定申告をしていないがどうすればいいか。

A13：確定申告をしてから申請してください。

飲食業等緊急支援給付金 よくあるお問い合わせ

Q14：確定申告書に収受日付印がない場合はどうすればいいか。

A14： 収受日付印がない確定申告書に加えて、その確定申告書類の年度の所得税又は法人税の納税証明書を提出してください。

Q15：インターネット銀行を振込口座にしたい場合の通帳の写しはどうすればいいか。

A15： インターネット銀行の場合、次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。
※ 必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

Q16：令和2年10月、11月、12月の売上を証する書類がないがどうすればいいか。

A16： 売上の減少を証明していただく必要がありますので売上台帳などを提出してください。それを証する書類を提出いただけない場合は申請できません。

Q17：10月（11月、12月）の売上は30%減少していたが、既に廃業してしまった（廃業する予定だ）。給付金の対象になるか。

A17：本給付金は、飲食店等の事業の継続を目的としており、給付金受給後も事業を継続することが要件となっておりますので、対象になりせん。

Q18：従業員数を証する書類は、売上比較対象月の末日を含む書類が必要なのか。（書類によってはその日付を含む書類はない）

A18： 申請書裏面で例示している書類のうち、「雇用保険の適用事業所台帳ヘッダー2」はその日を含むものを提出してください。また、「賃金台帳の写し」「出勤簿の写し」はその日を含む月の書類を提出してください。その他の書類の場合は、直近のものを提出してください。

飲食業等緊急支援給付金 よくあるお問い合わせ

Q19：飲食店の範囲はどこまでか。
(食品衛生許可証の交付を受けていれば申請できるのか。)

A19：日本標準産業分類に規定する飲食店を基準としております。(食堂、レストラン、居酒屋、焼肉店、バーなど)。そのため、食品衛生許可証の交付を受け飲食を提供している場合でも、宿泊業や持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する事業者は対象とはなりません。

ただし、カラオケボックス業については、風評も含め新型コロナの影響を強く受けやすいと考えられるため、食品衛生許可証の交付を受けている事業者に限り、飲食店に含めることといたします。(例外規定)

Q20：飲食店以外にも事業をやっているが対象になるか。

A20：主たる業種が飲食店である場合に対象となります。なお、主たる業種の判断は原則として確定申告における業種で判断します。主たる業種の判断で疑問点がある場合にはお問い合わせください。

Q21：創業間もないので昨年10月(11月、12月)の売上と比較ができないがどうすればいいか。

A21：令和元年12月2日以降に創業し、12月同士の売上比較ができない場合は、創業特例を適用いたします。具体的には、令和元年12月2日～令和2年11月1日までに創業した事業者は、令和2年1月～令和2年11月までのいずれかひと月の売上と、令和2年10月、11月又は12月の売上を比較し30%以上減少する場合は対象となります。

令和2年11月2日～令和2年11月16日に創業された方は、11月のいずれか連続する15日間の売上を2倍した金額と、12月の売上を比較し30%以上減少する場合は対象となります。

令和2年11月17日以降に創業された方は、今回の給付金の対象外です。

Q22：給付金は、法人税、所得税の課税対象となるのか。

A22：課税対象となります。

具体的には、支援金は事業に関して交付される内容であることから、法人の場合は、雑収入として益金の額に算入し法人税の対象となり、個人事業者の場合は、事業所得として雑収入で計上し所得税の対象となります。

なお、支援金の交付額を含めた1年間の収入から経費を差し引いた収支が赤字となる場合などには、税負担は生じませんので、ご注意ください。